建築証明の交付（再交付）申請について

１　新規交付申請

　・開発行為又は建築等に関する証明願

　　※宅地分譲による区画の証明については、次の書類を添付してください。

　　・公図の写し

　　・登記事項証明書

　　　（完了検査後直ちに申請する場合は、登記事項証明書に代えて登記完了証の写し・地積測量図の写しを添付することにより申請することができます。）

　　・申請地周辺の案内図（住宅地図の写し可）

【提出する部数】各１部

２　再交付申請

【提出する書類】

　・開発行為又は建築等に関する証明願

　・公図の写し

　・登記事項証明書

　・建築確認申請に添付する建築物の平面図

　　（敷地面積、建築面積を記載してください。）

　・建築確認申請に添付する建築物の立面図

　・申請地周辺の案内図（住宅地図の写し可）

【提出する部数】各１部